

200835066A

厚生労働科学研究費補助金  
地域医療基盤開発推進研究事業

## 未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究

平成20年度 総括研究報告書

研究代表者 高 木 裕 三

平成21（2009）年3月

## 目 次

### I. 総括研究報告

- 未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究…………… 1  
高木裕三

### II. 分担研究報告

1. 歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する研究…………… 6  
高木裕三、佐々木好幸、遠藤圭子、藤原愛子
2. 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について…………… 21  
佐々木好幸
3. 欧州における歯科衛生士事情-歯科衛生士教育と業務範囲 …… 29  
高木裕三、佐々木好幸、遠藤圭子、藤原愛子

### III. 研究者名簿 …… 40

総括研究報告書

未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究

研究代表者 高木裕三 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター長

**研究要旨** 歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足し、その資質を向上させることが極めて重要である。このような考えから、実際に平成 16 年に歯科衛生士の教育年限が 3 年以上に改められている。しかし一方、既存の調べ等によると我国の歯科衛生士名簿登録者のうち 60%弱が未就業である。そこで、国民のニーズの高まりに迅速かつ適切に対応するには、これらの未就業歯科衛生士を活用することが有効な手段の一つになりうる。

本研究では歯科衛生士名簿登録者の過半数を超える未就業者の現状を把握し、再就業への意欲向上に繋がる方策を検討すると共に、雇用者の雇用意欲をうながすような未就業歯科衛生士の資質向上にむけた研修のあり方を検討し、再就業への支援体制の確立を模索する。

研究分担者氏名・所属研究機関名および所属研究機関における職名

遠藤圭子 東京医科歯科大学歯学部・准教授  
佐々木好幸 東京医科歯科大学歯学部・准教授  
藤原愛子 静岡県立大学短期大学部・教授

**A. 研究目的**

歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大する中で、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足し、その資質を向上させることが極めて重要である。そのための方策としては歯科衛生士教育の質的・量的高度化が最も大切であり、実際に平成 16 年に歯科衛生士の教育年限が 3 年以上に改められたところである。しかし、これだけで直近の歯科保健医療のニーズの変化に対応することは難しい。

平成 18 年の厚生労働省等の調べによると我国の歯科衛生士名簿登録者のうち 60%弱が未

就業である。そこで、国民のニーズの高まりに適切に対応するには、これらの未就業歯科衛生士を活用することが有効な手段の一つになりうるが、それを可能とするためには、高い未就業率の背景を明らかにし、対策を講じる必要がある。さらに、平成 16 年に歯科衛生士教育制度が改められたため、新旧制度で教育された者の間に知識および技術的な格差が生じている。未就業歯科衛生士のほとんどは旧制度で教育を受けた者であることから、今後彼女らが再就業するためにはスキルアップのための研修も不可欠である。

本研究では 2 年間の研究期間の間に、歯科衛生士名簿登録者の過半数を超える未就業歯科衛生士の現状を把握し、再就業への意欲向上に繋がる方策を検討すると共に、雇用者の雇用意欲をうながすような未就業歯科衛生士の資質向上にむけた研修のあり方を検討し、再就業への支援体制の確立を模索する。

## B. 研究方法

未就業歯科衛生士の現状を把握し、その活用を検討するには、歯科衛生士を取り巻く環境についての情報収集とその評価が必要となるため、本研究では未就業歯科衛生士へのアンケート調査あるいは聞き取り調査の他に以下にあげる項目についての調査研究を計画した。

1. 歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識
2. 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計
3. 平成16年に改正された歯科衛生士教育の期間延長に伴う教育内容の変更に関する情報
4. 歯科衛生士の卒後教育に関する調査
5. 諸外国における歯科衛生士事情（特に教育内容と業務範囲）

これらの項目のうち、本年度はまず、「歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識」に関するアンケート調査を日本歯科医師会の協力を得て実施した。対象は全国の会員から無作為抽出した総数3,610名で、アンケート依頼状と調査表、返信用封筒を一括して郵送し、調査への協力を依頼した。なお、アンケート参加への任意性については依頼書に明記した。また、調査対象は全国の歯科診療施設の地域分布状態を反映した普遍性を持たせたものとなるように配慮した。

次に「未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計」には、先ず公表されている出生年別登録歯科衛生士数と日本人女性の年齢別生存率から年齢別生存歯科衛生士数を推計し、これを基準に年齢別未就業歯科衛生士数を推計。ついで歯科衛生士の就業率が他の業種の女性の年齢

別就業率と同等まで引き上げられると仮定した場合の就業歯科衛生士数を推計して、再就業可能者数を推計した。

「諸外国における歯科衛生士事情」の調査としては西欧のオランダ、北欧のデンマークを選択し、夫々の歯科衛生士事情について現地への訪問調査を実施した。具体的には、先ずアムステルダム（オランダ）の Inholland University, School of Dental Hygiene に国際歯科衛生士連盟会長である Ms. M. Hovius を訪ね、オランダにおける歯科衛生士教育と業務範囲、就業状況等についての聞き取り調査を行った。次いでコペンハーゲンのデンマーク歯科衛生士会本部に会長の Ms. E. Gregersen を訪ね、デンマークにおける歯科衛生士教育と業務範囲、就業状況について聞き取り調査を行った。コペンハーゲンではさらに University of Copenhagen, School of Oral Health Care の Director である Ms. H. Helleshoj も訪ね、主に歯科衛生士教育について聞き取り調査を行った。

なお、「平成16年に改正された歯科衛生士教育の期間延長に伴う教育内容の変更に関する情報」については、期間延長への移行期間が平成17年度から平成22年度までの5年間であり、現在進行中であることから、出来るだけ多くの情報を得るため実際の調査研究は次年度中期にアンケート調査により実施する計画である。

（倫理面への配慮）

本研究における国内のアンケート調査および聞き取り調査は歯科衛生士養成機関および歯科医師会等の協力の下に実施したが、依頼状には研究の概要を説明すると共に、アンケート参加への任意性と結果の使用目的について明記すると共に、アンケートの回答には個人を同定できる

情報を記載しない様式とした。また、本研究では患者が直接研究対象にならないため、倫理面での問題は無い。

### C. 研究結果および考察

#### 1. 歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識の調査について

雇用者が求める歯科衛生士の業務は「口腔衛生指導」「スケーリング・ルートプレーニング」「歯周組織検査」「う蝕予防処置」「滅菌・消毒および器材管理」であり、これらは現状の歯科衛生士教育の中で重点が置かれているもので、実際に常勤の歯科衛生士は歯科医療機関での歯科保健指導、歯石除去の担い手となっていることが示された。

雇用者の意識としては、現在、歯科衛生士を雇用している者(1,545人:75.4%)は、歯科衛生士により多くの業務を担わせ、待遇を改善し、さらに歯科衛生士を雇用しようとしている傾向にあるが、雇用の確保には待遇改善が不可欠であるとし、現状の給与・時給の安さが雇用を困難にしていると感じていることが推測された。また、介護保険の要支援者に対する介護給付や予防給付が自医院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したいという者が約50%にのぼっていた。一方、現在、歯科衛生士を雇用していない者(502人:24.5%)には、雇用したいが応募がないと考えている者と、雇用の必要がないと考えている者がいて、後者は人件費がかかることと、歯科医師がすべての診療業務を行えるので歯科衛生士を雇用する必要はないと考えている傾向が見られた。また、介護保険の要支援者に対する介護給付や予防給付が自医院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したいという者は27~40%に留まっていた。こ

のように、現在、歯科衛生士を雇用している者や、雇用していないが雇用したい者と、雇用したくない者との間で歯科衛生士に対する認識が大きく異なっていることが明らかになった。

また、約2割の歯科診療施設が12月の時点で歯科衛生士の求人を行っている事が示され、充足がスムーズに行われていない状況があると考えられた。

#### 2. 未就業歯科衛生士数と再就業可能者数の推計について

2007年の歯科衛生士登録者数は215,826であるが、そのうち生存している者は213,419人と推計され、2,407人がすでに死亡している登録者と推計された。歯科衛生士の免許登録開始からの年数は、医師や歯科医師よりも短いため、死亡しているのに名簿から抹消されていない「幽霊歯科衛生士」は2,407人と推計され、登録者の1.1%に過ぎない。

25歳以上の年齢階級では、歯科衛生士就業割合より労働力調査の就業率の方が高く、就業者の割合をこの値まで高めたときの就業歯科衛生士数を「推計就業可能歯科衛生士数」とした。この値から就業歯科衛生士数を減じると未就業歯科衛生士のうち再就業が可能な歯科衛生士の人数の最大値が推計できる。計算の結果、49,118人が再就業可能な歯科衛生士数と推計された。労働力調査の就業率より歯科衛生士の就業割合が低い理由のひとつとして、歯科衛生士の専門性が考えられ、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。

現実的には、未就業歯科衛生士に対する就業の意志や再就業への障壁、就業可能性などを調査して、再就業可能な人数をより正確に推計す

る必要があると考えられた。

### 3. 諸外国における歯科衛生士事情

オランダおよびデンマークの歯科衛生士事情について現地への訪問調査を実施した。その結果、両国では国民の口腔保健の担い手として、その専門性と自立性を活かした保健医療活動を展開する歯科衛生士の養成を行っており、歯科衛生士学校への入学要件としてはカレッジ卒業であることが求められている。教育年限はオランダが4年に対し、デンマークは2年半と異なっているが、オランダの歯科衛生士にはう蝕の初期治療が業務に含まれる事から年限が長く設定されている。オランダとデンマークでは人口当たりの歯科医師数に差があり、オランダは不足気味である。イギリスも同様の業務範囲を持つ職種として歯科療法士をおいているが、同じく歯科医師が不足気味であることから、両国では歯科医師不足への対応として、その業務の一部を歯科衛生士あるいは歯科療法士に担当させるようにしていることがうかがえる。その他の歯科衛生士の業務ではオランダとデンマークはほぼ同じものになっており、我国の歯科衛生士業務よりかなり多くの業務が含まれていた。また、両国では開業歯科衛生士として独立して歯科保健医療業務を行う事ができ、国民の口腔保健の担い手として十分な活動ができる基盤が用意されている。そして歯科診療施設での診療補助業務は歯科助手または歯科看護師と呼ばれる職種が担当している。

これらの状況は歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として位置づけていることを示唆しており、我国の歯科衛生士が診療補助を主要な業務としていることと大き

な相違点となっていることが明らかになった。

### E. 結論

歯科診療施設へのアンケート調査によって、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の3大業務は歯科医師に十分に認知されていること、および、現状の歯科衛生士教育で重点が置かれている部分と歯科医師が歯科衛生士に求める資質や業務が一致していることが明らかになった。また、12月の時点で約2割の歯科診療施設が歯科衛生士の求人を行っており、充足がスムーズに行われていない状況があると示唆された。

また、公表された歯科衛生士登録者数を基準に未修業歯科衛生士数と再就業可能者数を推計したところ、22歳以上の生存登録者数は201,564人、未就業者数は119,610人と推計され、そのうち再就業可能な歯科衛生士数は49,118人と推計された。しかし、再就業のための適切な再教育がなければ、再就業の人数が推計値まで増える可能性は少ないと考えられた。

さらに、オランダとデンマークの歯科衛生士事情を現地での訪問調査により調べた所、両国では歯科衛生士が専門性と自立性を活かした歯科保健活動を展開し、疾病予防と健康増進を推進する重要な職種として国民から期待されていることが明らかとなり、これを裏付けるように、歯科衛生士免許登録者の実に70~75%が就業している他、未就業者でもそのかなりの部分が歯科医師となって歯科医療サービスの提供を行っていることがわかった。このような状況は、歯科衛生士免許登録者の40%強のみが就業している我国の現状とは際立って異なっていると、歯科衛生士の業務範囲を含め、何らかの対応をはかる必要性が明らかになった。

## F. 参考文献

1. 社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書。社団法人日本歯科衛生士会，東京，2005年
2. 財団法人歯科医療研修振興財団：「財団法人歯科医療研修振興財団創立20周年記念誌」。財団法人歯科医療研修振興財団，東京，2008年。
3. 厚生労働省：厚生労働統計医療施設調査。2005年。
4. 「幽霊医師」登録数万人-厚生省データベース死亡でも抹消せず-。2007年7月14日読売新聞朝刊。
5. 厚生労働省：「日本人の平均余命 平成19年簡易生命表」。2008年7月31日報道発表。
6. 厚生労働省：「平成18年保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）結果（就業医療関係者）の概況」。2007年7月27日報道発表。
7. 総務省：「総務省統計局労働力調査」長期時系列データ
8. 高木裕三、薬師寺仁、川本黄石、矢尾和彦、平林勝政。歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究。厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）平成15年度総括研究報告書。2004年
9. The Council of European Dentist, Manual of dental practice. 2008.

歯科衛生士の雇用状況と雇用者の意識に関する研究

研究代表者 高木裕三 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター長  
分担研究者 遠藤圭子 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科准教授  
佐々木好幸 東京医科歯科大学歯学部口腔保健教育研究センター准教授  
藤原愛子 静岡県立大学短期大学部歯科衛生学科教授

研究要旨

歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況を調べるとともに、雇用者が歯科衛生士あるいは歯科助手の雇用についてどのような意識を持っているかを調べる目的でアンケート調査を実施した。調査は日本歯科医師会の協力の下に実施され、全国の会員の中から都道府県を単位として無作為に層別抽出した3,602名の歯科医師にアンケート用紙を送付し、回答を求めた。

有効な2,047名分の回答を集計・分析した結果、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の3大業務は十分に認知されており、約2割の歯科診療施設において歯科衛生士の求人を行っているものの、充足が困難な状況にあることが明らかになった。

A. 研究目的

世界で最も長寿であるわが国では歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化し拡大しており、良質な歯科保健医療サービスを効率的に提供していくためには、歯科医師と共に歯科保健を支えている歯科衛生士を充足することが必要である。ところが、平成18年の厚生労働省等の調べによると、わが国の歯科衛生士名簿登録者のうち60%弱が未就業となっており、国民のニーズの高まりに適切に対応するには、これらの未就業歯科衛生士を活用することが有効な手段の一つになりうる。しかし、それを可能とするためには、高い未就

業率の背景を明らかにし、対策を講じる必要がある。

そこで、本研究ではまず、歯科医療施設における歯科衛生士の雇用状況を調べるとともに、近年歯科医療現場で増加傾向にあると言われている歯科助手の雇用状況も調べ、雇用者である歯科医師が、歯科衛生士あるいは歯科助手の雇用についてどのような意識を持っているかアンケート用紙を送付して回答を求め方法により調査した。

B. 研究方法

日本歯科医師会およびその傘下にある都道



府県歯科医師会の協力を得て、「歯科診療施設における歯科衛生士と歯科助手の雇用状況と雇用者の意識」に関するアンケート調査を実施した。調査対象は日本歯科医師会会員からの無作為抽出であり、都道府県単位で等抽出率の層別抽出することによって全国の歯科診療施設の地域分布状態を反映した普遍性を持ったものとなるように配慮した。

このような方法で抽出した3,610名の歯科医師に対して、アンケート依頼状と調査票、返信用封筒を一括して郵送し、調査への協力を依頼するとともに、アンケート用紙への無記名での回答を求めた。さらに、調査票の回収率を高めるために、回答締め切り間際に対象者全員に回答の督促の葉書を送付した。

アンケートによる調査項目は、1) 歯科衛生士に求める資質・業務について、2) 歯科衛生士の業務範囲と雇用について、3) 歯科衛生士の雇用状況について、4) 対象となった歯科診療施設の状況および回答者について、などである(本報告書付録として調査票を掲載)。

回収された調査票は、明らかな誤りを削除しながらパーソナルコンピュータに入力され、統計解析ソフトウェア J M P 5.1.2 日本語版 (SAS institute 社製) により、基本統計量の計算、単純集計、クロス集計が行われた。

(倫理面への配慮)

本研究におけるアンケート調査では、依頼状に研究の概要を説明すると共に、アンケート参加への任意性と結果の使用目的について明記すると共に、アンケートの回答には個人

を同定できる情報を記載しない様式としており、倫理面での問題はない。

## C. 研究結果

発送した調査票3,610通のうち、転居等で返送されたものが8件あるため、歯科医師に届いたと考えられる調査票は3,602通であった。さらに歯科医業から撤退している旨の連絡が3件あり、回答は2,048件から返送されたので、回収率は56.9%であった。回収された中の1件は、自身の年齢・性別・開業市町村以外の記載がなかったため無効な回答とし、2,047人の回答を分析に用いた。

### 1. 歯科衛生士に求める資質・業務について

回答者が歯科衛生士に求める資質を第1位から第5位までを選択した結果を図1に示す。

「A 患者さんから信頼される」「D 職業意識が高い」のように順位が高いほど割合が多いものや、「C 主体的に仕事をする」「F 気配りができる」「H コミュニケーション力が高い」のようにどの順位でも選択されているもの、「K 学習意欲が高い」「M 協調性が優れている」のように順位が低くなると割合が増加するもの、「J 科学的根拠を求める姿勢がある」のようにほとんど選択されていないものがあった。5位までのいずれかの順位で選択された割合が高いものから順に、

「A 患者さんから信頼される」83.0%

「F 気配りができる」66.0%

「D 職業意識が高い」48.9%

「M 協調性が優れている」47.8%

「I 責任感が強い」46.8%

「H コミュニケーション力が高い」 42.7%

「E 問題発見・解決能力が高い」 21.9%

「C 主体的に仕事をする」 39.3%

「L スタッフ間でのリーダーシップがとれる」 10.8%

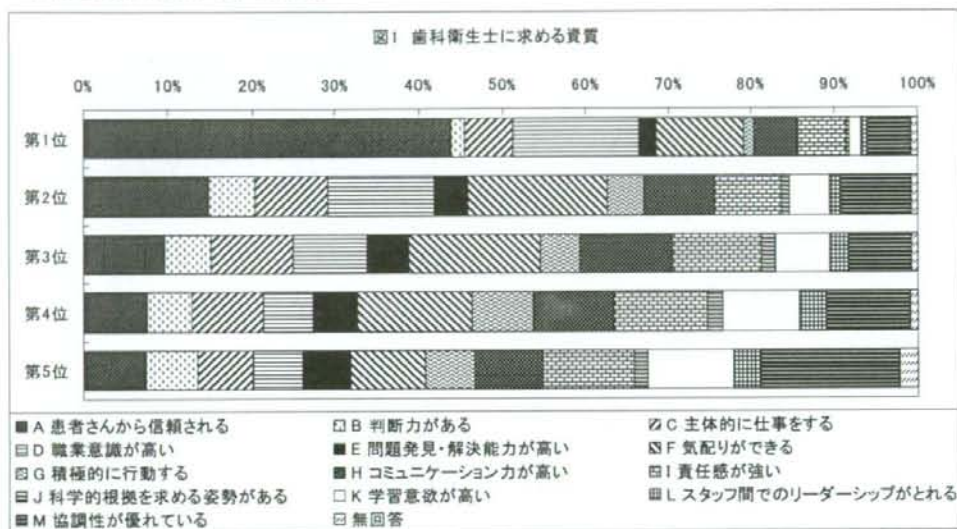
「K 学習意欲が高い」 32.1%

「J 科学的根拠を求める姿勢がある」 6.6%

「B 判断力がある」 24.3%

であった。

「G 積極的に行動する」 23.9%



回答者が歯科衛生士に求める業務を第1位から第5位までを選択した結果を図2に示す。

「A 口腔衛生指導」「H スケーリング・ルートブレーニング」のように順位が高いほど割合が多いものや、「B 歯周組織検査」のようにどの順位でも選択されているもの、「C 食生活指導」「G 口腔機能向上訓練」「L ホワイトニング」「N 受付業務」のように順位が低くなると割合が増加するもの、「K 矯正装置の結紮」のようにほとんど選択されていないものがあつた。5位までのいずれかの順位で選択された割合が高いものから順に、

「A 口腔衛生指導」 97.5%

「H スケーリング・ルートブレーニング」 89.4%

「B 歯周組織検査」 64.8%

「M う触子防処置」 50.4%

「I 滅菌・消毒および器材管理」 44.6%

「C 食生活指導」 32.8%

「O 上記以外の歯科診療の補助」 25.0%

「F 要介護者への口腔ケア」 18.1%

「D 口腔機能の発達支援」 17.2%

「N 受付業務」 16.4%

「G 口腔機能向上訓練」 12.2%

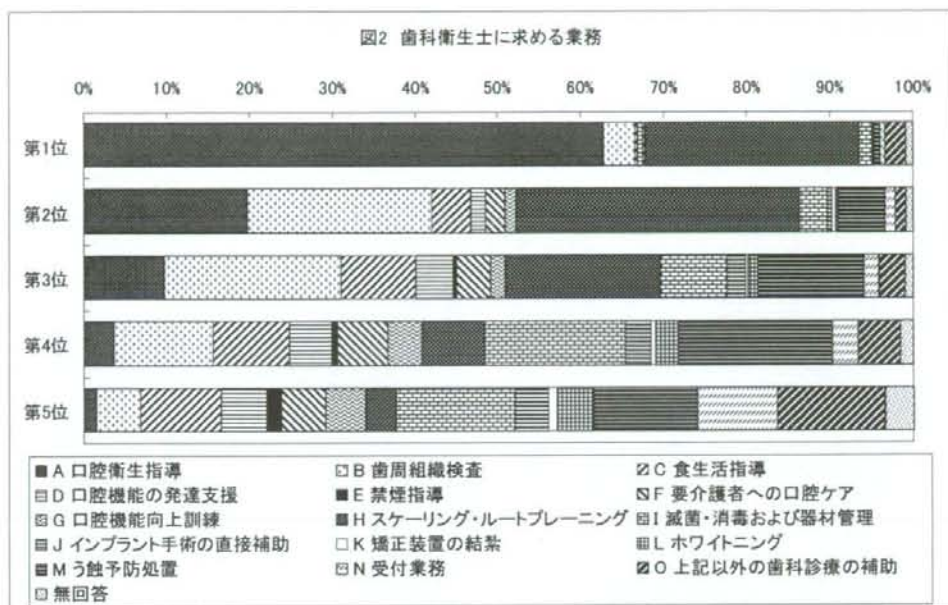
「J インプラント手術の直接補助」 9.9%

「L ホワイトニング」 8.4%

「E 禁煙指導」 3.2%

「K 矯正装置の結紮」 2.6%

であつた。



## 2. 歯科衛生士の業務範囲と雇用について

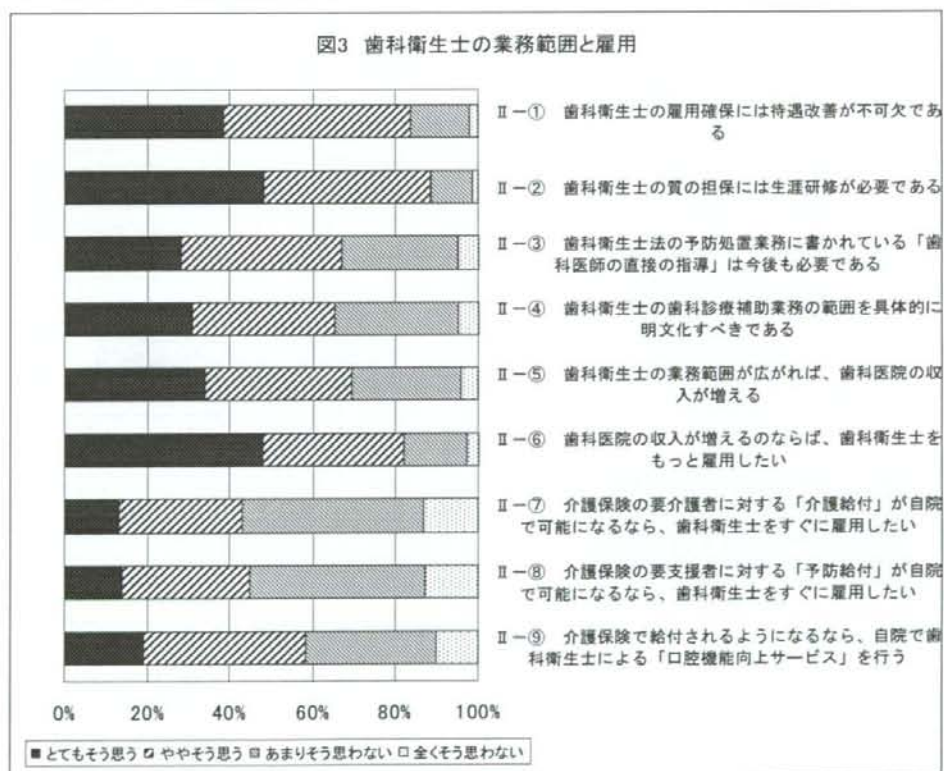
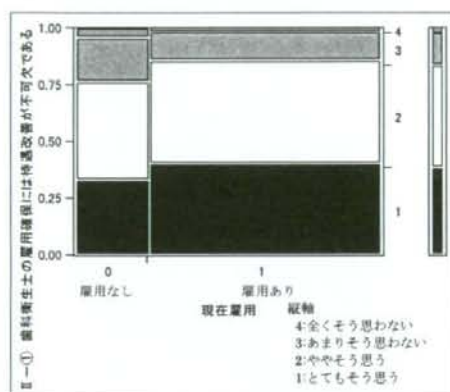
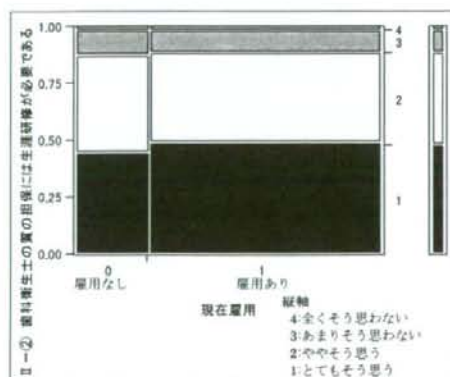


図3に示すように、「歯科衛生士の雇用確保には待遇改善が不可欠である」「歯科衛生士の質の担保には生涯研修が必要である」「歯科医院の収入が増えるのなら歯科衛生士をもっと雇用したい」に肯定的に回答している者の割合が多い。

これらの回答を、現在歯科衛生士を雇用していない502名と、雇用している1,545人で比較する。

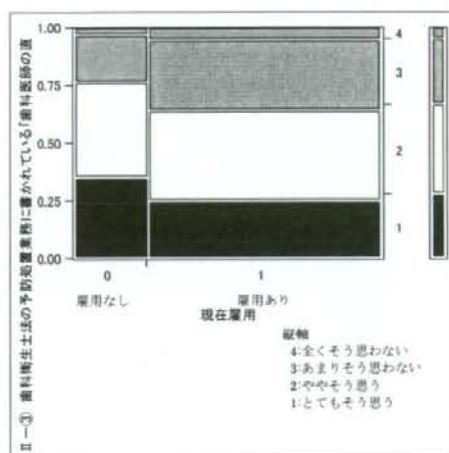


歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科衛生士の雇用確保には待遇改善が不可欠である」と回答している ( $P < 0.0001$ )。

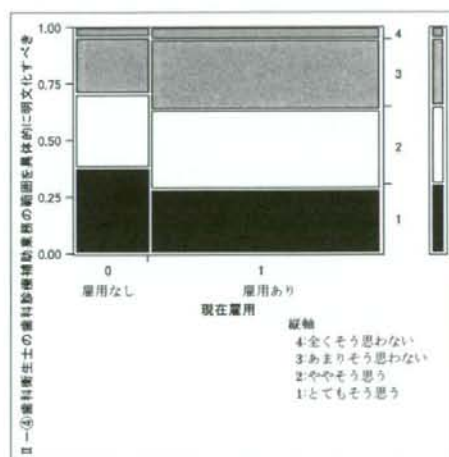


「歯科衛生士の質の担保には生涯研修が必要

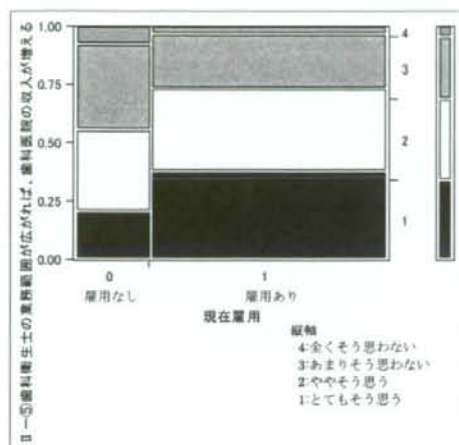
である」と回答している割合は、歯科衛生士の雇用の有無で違いがない。



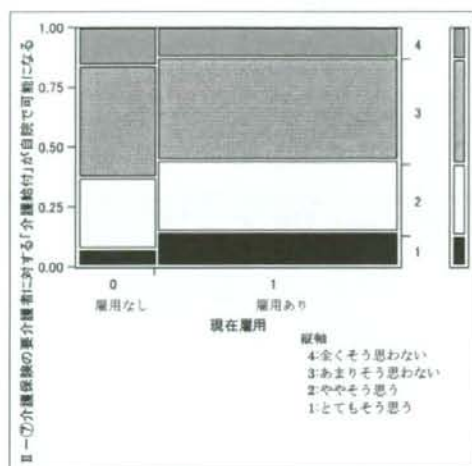
歯科衛生士を雇用していない方が、より「歯科衛生士法の予防処置業務に書かれている『歯科医師の直接の指導』は今後も必要である」と回答している ( $P < 0.0001$ )。



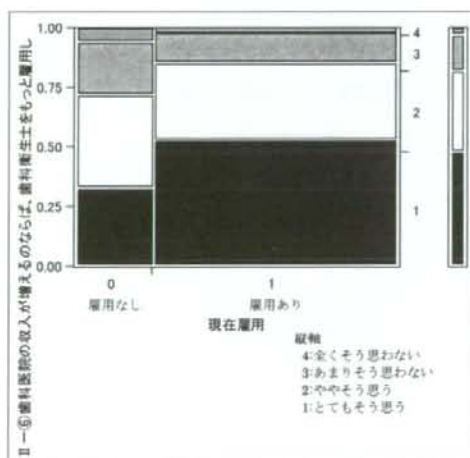
歯科衛生士を雇用していない方が、より「歯科衛生士の歯科診療補助業務の範囲を具体的に明文化すべきである」と回答している ( $P = 0.0004$ )。



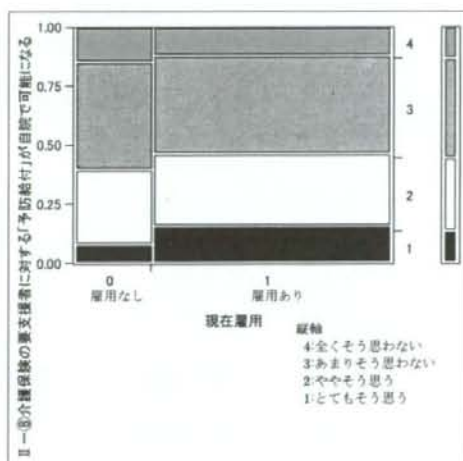
歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科衛生士の業務範囲が広がれば、歯科医院の収入が増える」と回答している ( $P < 0.0001$ )。



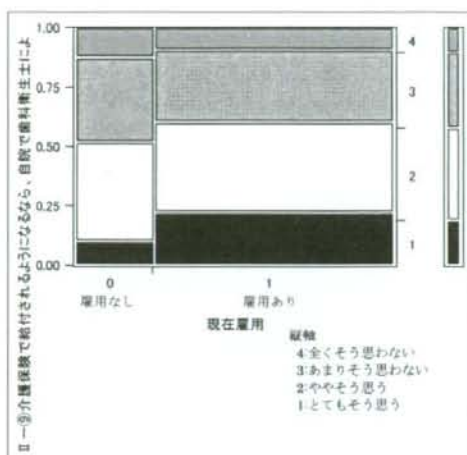
歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険の要介護者に対する『介護給付』が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい」と回答している ( $P < 0.0001$ )。



歯科衛生士を雇用している方が、より「歯科医院の収入が増えるのならば、歯科衛生士をもっと雇用したい」と回答している ( $P < 0.0001$ )。



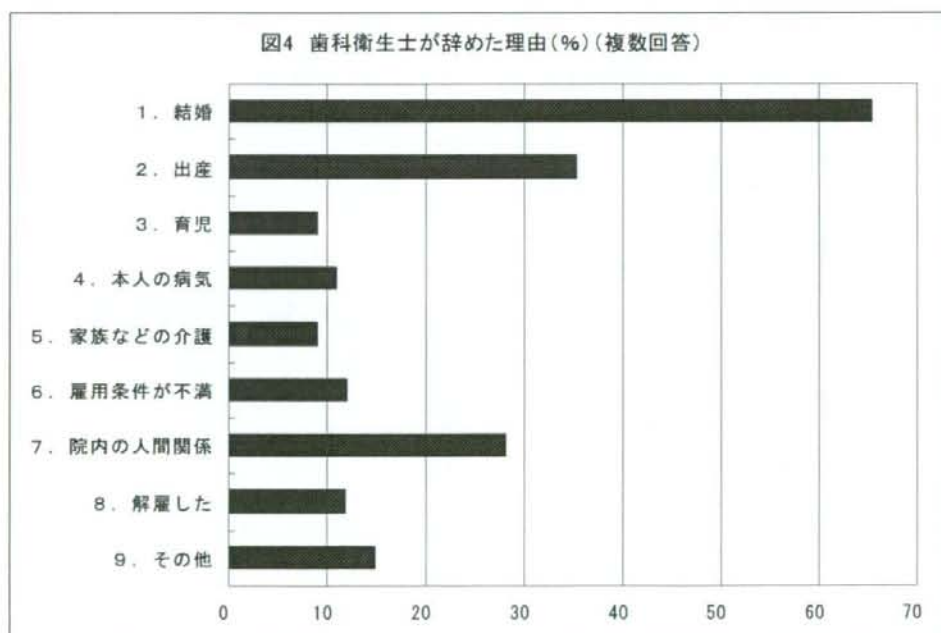
歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険の要支援者に対する『予防給付』が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい」と回答している ( $P < 0.0001$ )。



歯科衛生士を雇用している方が、より「介護保険で給付されるようになるなら、自院で歯科衛生士による『口腔機能向上サービス』を行う」と回答している (P<0.0001)。

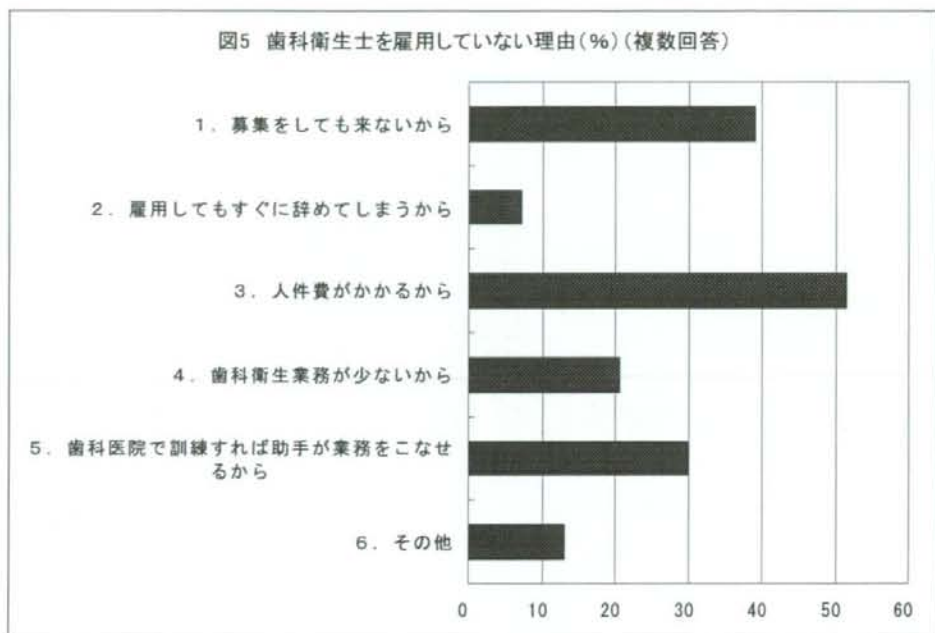
### 3. 歯科衛生士の雇用状況について

歯科衛生士を雇用した経験がある者は1,871名で全体の91.4%であった。この1,871名のうち、歯科衛生士の雇用時に労働条件を提示した者の割合は94.4%、就業規則を明文化している者の割合は65.6%、雇用している歯科衛生士が出産休暇をとったことがあると答えた者の割合は22.3%、育児休業制度があると答えた者の割合は23.5%であった。過去に歯科衛生士が辞めたことがあると答えた者の割合は、歯科衛生士を雇用したことのある者の91.4%であり、歯科衛生士が辞めた理由は図4に示すとおり、「結婚」「出産」「院内の人間関係」の順に多かった。

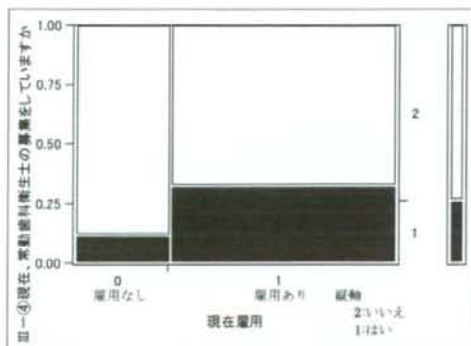


現在、歯科衛生士を雇用していない者は502人（回答者の24.5%）であった。歯科衛生士を雇用していない理由は図5に示すとおり、

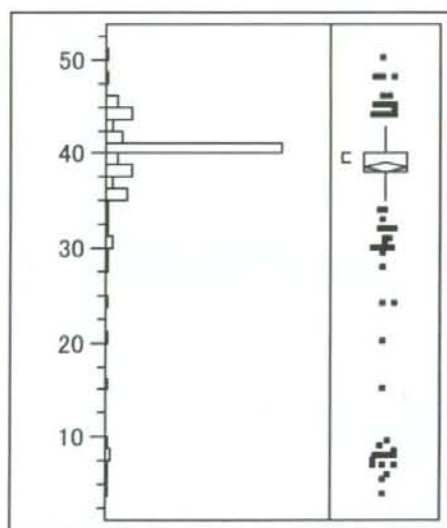
「人件費がかかるから」「募集をしても来ないから」「歯科医院で訓練すれば助手が業務をこなせるから」の順に多かった。



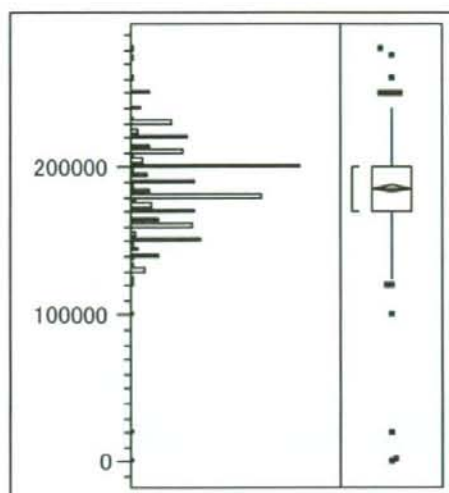
現在、常勤歯科衛生士の募集をしていると回答した者は445名（21.7%）、していないと回答した者は1,232名（60.2%）、無回答は370名（18.1%）であった。



現在、歯科衛生士を雇用しているの方が、常勤歯科衛生士を募集している割合が高かった ( $p < 0.0001$ )。

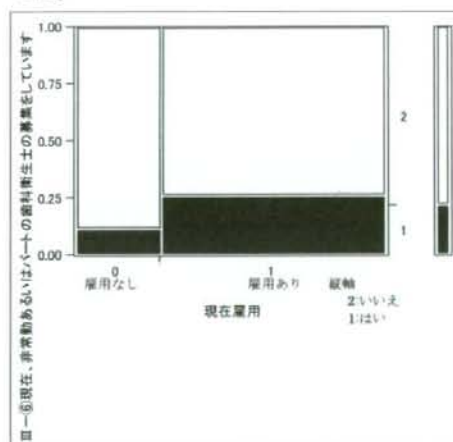


一週間の勤務時間は40時間をピークとする分布であった。

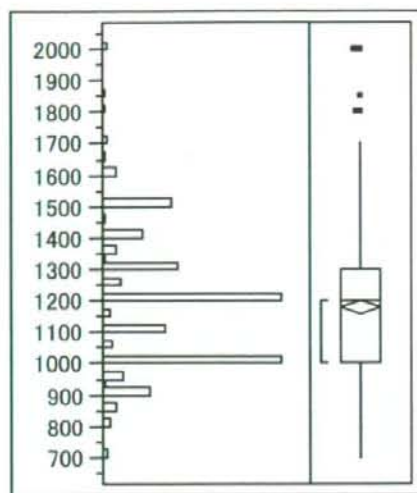


新卒者の給与(税込)は、中央値が185,000円であったが、200,000~202,500円にピークがあった。

現在、非常勤あるいはパートの歯科衛生士を募集していると回答した者は393名(19.2%)、していないと回答した者は1398名(68.3%)、無回答は256名(12.5%)であった。



現在、歯科衛生士を雇用しているの方が、非常勤あるいはパートの歯科衛生士を募集している割合が高かった ( $p < 0.0001$ )。



非常勤あるいはパートの時給は、中央値が1,200円であったが、1,000~1,025円にもピークがあった。

4. 対象となった歯科診療施設の状況および回答者について

回答者の歯科医療施設のうち14.5%が法人であり、99.1%が保険医療機関であった。標榜診療科は、歯科が97.5%、小児歯科が51.8%、矯正歯科が24.8%、歯科口腔外科が21.0%であった。

		割合(%)
法人		14.5
保険医療機関		99.1
標榜診療科 (重複回答)	歯科	97.5
	小児歯科	51.8
	矯正歯科	24.8
	歯科口腔外科	21.0

回答者の歯科医療施設および回答者自身のプロフィールを以下に示す。開設年数の最小値は0年、最大値は102年、中央値は20年であった。1日の平均来院患者数の中央値は25人、デンタルユニット数の中央値は3台であった。スタッフは、常勤歯科医師、常勤歯科衛生士、



非常勤歯科衛生士、常勤歯科助手、非常勤歯科助手、その他の常勤職員のそれぞれの中央値が1名で、他のスタッフの中央値は0人であった。

	中央値	最小値	最大値
開設年数	20	0	102
1日の平均来院患者数	25	0.5	210
歯科診療所のデンタルユニット数	3	1	20
常勤歯科医師数	1	0	26
非常勤歯科医師数	0	0	8
常勤歯科衛生士数	1	0	31
非常勤歯科衛生士数	1	0	10
常勤歯科技工士数	0	0	9
非常勤歯科技工士数	0	0	2
常勤歯科助手数	1	0	20
非常勤歯科助手数	1	0	10
その他の常勤職員数	1	0	15
その他の非常勤職員数	0	0	8
回答した歯科医師の年齢	52	30	86
回答した歯科医師の歯科医師歴	25	1	63
回答した歯科医師の開業歴	20	0	63

歯科保健指導、歯石除去、う蝕予防処置のいずれも多く多くの歯科医療機関で実施されていた。

	行っている歯科医院の割合(%)	主に行っている者の内訳(%) (複数回答)				
		歯科医師	歯科衛生士	常勤	非常勤	その他
歯科保健指導	97.3	39.7	63.9	18.1	1.4	
歯石除去	99.6	41.9	62.2	17.8	0.3	
う蝕予防処置	91.6	58.9	47.5	12.2	0.5	

歯科保健指導、歯石除去は常勤歯科衛生士が行っている割合が高いが、う蝕予防処置は歯科医師が行っている割合が高かった。

#### D. 考察

歯科衛生士に求められている資質は「患者さんからの信頼」「気配り」「職業意識」「協調性」「責任感」「コミュニケーション」であり、求められる業務は「口腔衛生指導」「スクリーニング・ルートプレーニング」「歯周組織検査」「う蝕予防処置」「滅菌・消毒および器材管理」であった。これらは現状の歯科衛生士教育の中でも重点が置かれている内容であると思われる。また、常勤の歯科衛生士は、歯科医療機関での歯科保健指導、歯石除去の担い手となっている。

現在、歯科衛生士を雇用している者は、歯科衛生士により多くの業務を担わせ、待遇を改善し、さらに歯科衛生士を雇用しようとしているように見受けられた。しかし、歯科医師の過剰や、保険点数の低さなどにより、歯科衛生士の専門職とは思えない程の給与・時給の安さが雇用を妨げていると考えられた。歯科医療機関の患者数がある程度確保されるならば、雇用された歯科衛生士が歯科保健指導や予防処置業務を主体的に行うことができ、歯科医師よりも歯科衛生士を雇用する方が費用対効果が高くなるが、それだけの患者を確保できない歯科医療機関も少なくないと思われる。

一方、現在、歯科衛生士を雇用していない者には、雇用したいが応募がないと考えている者と、雇用の必要がないと考えている者がいるようである。後者では、人件費がかかることと、歯科医師がすべての診療を行えることから歯科衛生士を雇用する必要はないと考

えている。このように、現在、歯科衛生士を雇用している者や、雇用していないが雇用したい者と、雇用したくない者との間で歯科衛生士に対する認識が異なっている。

#### E. 結論

本調査によって、歯科衛生士法に規定される歯科衛生士の3大業務は歯科医師に十分に認知されていること、現状の歯科衛生士教育で重点が置かれている部分と歯科医師が歯科衛生士に求める資質や業務が一致していることが明らかになった。また、約2割の歯科診療施設において歯科衛生士の求人を行っているものの、充足が困難な状況にあると考えられた。

#### G. 研究発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

#### 参考文献

- 1) 社団法人日本歯科衛生士会：歯科衛生士の勤務実態調査報告書。社団法人日本歯科衛生士会，東京，2005年
- 2) 財団法人歯科医療研修振興財団：「財団法人 歯科医療研修振興財団 創立20周年記念誌」。財団法人歯科医療研修振興財団，東京，2008年。
- 3) 厚生労働省：厚生労働統計 医療施設調査。2005年。

平成20年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

「未就業歯科衛生士の現状の把握とその活用に関する研究」

歯科衛生士の雇用に関する実態調査

ご記入頂きました内容につきましては、統計的に処理をして公表いたしますが、個人を特定することは一切いたしません。何卒、本調査の趣旨をご理解の上、全ての質問についてありのままご回答いただけますようよろしくお願い申し上げます。なお、この質問紙は全4ページです。

恐れ入りますが平成20年12月15日までにご返函ください。

【送付先】

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20  
日本歯科医師会 地域保健課  
歯科衛生士の雇用に関する実態調査事務局

【問合せ先】

〒113-8549 東京都文京区湯島 1-5-45  
東京医科歯科大学歯学部  
口腔保健教育研究センター長 高木裕三  
電話 03-5803-5539 e-mail: takagi.dohs@tmd.ac.jp

I 歯科衛生士に求める能力など

① あなたが歯科衛生士に求める資質はどれですか。第1位から第5位まで優先順位をつけて、その記号を[ ]内にご記入ください。

- A 患者さんから信頼される
- B 判断力がある
- C 主体的に仕事をする
- D 職業意識が高い
- E 問題発見・解決能力が高い
- F 気配りができる
- G 積極的に行動する
- H コミュニケーション力が高い
- I 責任感が強い
- J 科学的根拠を求める姿勢がある
- K 学習意欲が高い
- L スタッフ間でのリーダーシップがとれる
- M 協調性が優れている

第1位 [ ]

第2位 [ ]

第3位 [ ]

第4位 [ ]

第5位 [ ]

② あなたが歯科衛生士に求める業務はどれですか。第1位から第5位まで優先順位をつけて、その記号を[ ]内にご記入ください。

- A 口腔衛生指導
- B 歯周組織検査
- C 食生活指導
- D 口腔機能の発達支援
- E 禁煙指導
- F 要介護者への口腔ケア
- G 口腔機能向上訓練
- H スケーリング・ルートプレーニング
- I 滅菌・消毒および器材管理
- J インプラント手術の直接補助
- K 矯正装置の結紮
- L ホワイトニング
- M う蝕予防処置
- N 受付業務
- O 上記以外の歯科診療の補助

第1位 [ ]

第2位 [ ]

第3位 [ ]

第4位 [ ]

第5位 [ ]

## II 歯科衛生士の活躍と雇用

以下の設問には4段階の回答があります。該当する回答の数字ひとつを○で囲んでください。

- ① 歯科衛生士の雇用確保には待遇改善が不可欠である
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ② 歯科衛生士の質の担保には生涯研修が必要である
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ③ 歯科衛生士法の予防処置業務に書かれている「歯科医師の直接の指導」は今後も必要である
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ④ 歯科衛生士の歯科診療補助業務の範囲を具体的に明文化すべきである
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑤ 歯科衛生士の業務範囲が広がれば、歯科医院の収入が増える
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑥ 歯科医院の収入が増えるのならば、歯科衛生士をもっと雇用したい
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑦ 介護保険の要介護者に対する「介護給付<sup>II\*</sup>」が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑧ 介護保険の要支援者に対する「予防給付<sup>II\*</sup>」が自院で可能になるなら、歯科衛生士をすぐに雇用したい
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑨ 介護保険で給付されるようになるなら、自院で歯科衛生士による「口腔機能向上サービス<sup>II\*</sup>」を行う
- 1 とてもそう思う
  - 2 ややそう思う
  - 3 あまりそう思わない
  - 4 全くそう思わない
- ⑩ その他、歯科衛生士の雇用促進や質の向上、量的供給の改善などに関して、ご意見等ありましたら、ご記入をお願いします。
- 

注釈) 平成18年の介護保険制度の改正により、通所介護および通所リハビリテーションにおいて「口腔機能向上サービス」加算が算定できるようになりました。要介護者に対する「介護給付」では月に2回まで、要支援者に対する「予防給付」では月に1回算定可能です。「口腔機能向上サービス」加算は、担い手として歯科衛生士、言語聴覚士、看護師、准看護師が規定されています。しかし、現行の制度ではこれらの職種が通所事業所に雇用されている必要があります。